

国、市町村及び県各室課の意見を踏まえた修正

番号	省 庁 名 市 町 村 名 県 室 課 名	頁	修正前	修正案及び修正理由
1	自然保護課	8	<p>1 土地利用の基本方向</p> <p>(2) 土地利用の原則</p> <p>エ 自然公園地域</p> <p>自然公園地域は、優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。</p> <p>自然公園地域の土地利用については、<u>自然公園がすぐれた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることから、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。</u></p>	<p>修正案</p> <p>1 土地利用の基本方向</p> <p>(2) 土地利用の原則</p> <p>エ 自然公園地域（本文 8 ページ）</p> <p>自然公園地域は、優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。</p> <p>自然公園地域の土地利用については、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることから、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。</p> <p>修正理由</p> <p>「自然公園がすぐれた自然の風景地であり」との表現が重複していることから、整理を行うもの。</p>